平成２２年（フ）第２１９号
兵庫県加古川市平岡町新在家2557番地の５
債務者　松山伊壮豊
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　中村　　勉
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午前10時15分
５　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１５５号
熊本市西原１丁目５番17号
債務者　巻　　聖治
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　建部　　明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第７４５号
京都市北区等持院南町５番地の43
債務者　伊庭商店こと　伊庭　健二
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　須田　　滋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成22年７月14日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７０号
岩手県岩手郡滝沢村滝沢字室小路77番地１　グランヒルズＥ棟
債務者　沖津　弘司
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　佐々木良博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午前10時
５　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第２４５号
盛岡市西松園１丁目16番16―106号
債務者　小野塚正樹
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　姉帯　幸子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第１１９４号
横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１―21―７　サニーハイツ新桜ケ丘203号、住民票上の住所横浜市保土ケ谷区新桜ケ丘１丁目62番３号
債務者　立田　繁子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　古澤　眞尋
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月27日午後１時40分
５　免責意見申述期間　平成22年７月26日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９５４号
愛知県清須市土田１丁目５番地６
債務者　丹羽　敦嗣
１　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　比護　　望
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月12日午前10時20分
５　免責意見申述期間　平成22年７月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２２４号
大阪府箕面市粟生間谷西４丁目２番35―306号
債務者　長峪　知子
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　幾波　博之
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月23日午後３時
５　免責意見申述期間　平成22年８月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７３５号
名古屋市緑区鳴海町字伝治山１番地の５　伝治山住宅３棟520号
債務者　箱﨑　義郎
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　磯貝　隆博
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月26日午後３時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０８４号
愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北木戸西48番地509　県営諸輪住宅４棟503号
債務者　植田　義広
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平野　憲子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２５号
北海道札幌市北区北23条西６丁目１番45号　浜ビル206号室、前住所北海道伊達市長和町609番地
債務者　三浦　　諭
１　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　龍山　　聴
４　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第１１１号
群馬県館林市分福町847番地の42　分福町県営住宅―Ｆ―92
債務者　古井　未散
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第１１９号
群馬県太田市大久保町319番地
債務者　櫻井　和男
１　決定年月日時　平成22年５月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２２年（フ）第２４３号
愛知県刈谷市半城土中町３丁目19番地１　半城土中町住宅106号
債務者　岩田よし美
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
岩手県下閉伊郡山田町山田第２地割７番地１　Ａ―3305
債務者　中村　秀幸
１　決定年月日時　平成22年５月７日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月25日まで
５　免責審尋期日　平成22年７月16日午前10時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２２年（フ）第２７９号
愛知県豊田市志賀町浜居場621番地３　市営Ａ―11号
債務者　加藤　重光
１　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
５　免責審尋期日　平成22年６月14日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係